

ひろの会指定訪問介護事業所

契約書

重要事項説明書

令和7年4月1日現在

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人ひろの会（以下「事業者」という。）とは、事業者が利用者に対して行う訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（以下「訪問介護」という。）の利用等について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「介護予防サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者はこの「訪問介護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

（訪問介護の内容）

第4条 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は【契約書別紙】に定めたとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及び家族に説明します。

2 事業者は、サービス従事者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って【契約書別紙】に定めた内容の訪問介護を提供します。

3 訪問介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の【契約書別紙】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業所は、サービス提供記録を作成する事とし、この契約の終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、サービス対価として【契約書別紙】に定める利用単価毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

- 2 事業者は、当月の料金の合計額の納入通知書に明細を付して、翌月末日までに利用者に送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を事業者が指定する期日までに支払います。
- 4 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービスを実施するために使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(料金の変更)

第7条 事業者は利用者に対して、1ヵ月前までに文書で通知することにより利用単価毎の料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第8条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の理由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2) 事業者が守秘義務に反した場合

(3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

- 4 次の理由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

(2) 利用者が正当な理由なく訪問介護サービスの中止を繰り返すとき、又は利用者の入院若しくは病気等により3ヵ月以上にわたって訪問介護サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

(3) 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者に対して、この契約を継続しがたいほどの言動又は背信行為又はハラスメント行為を行った場合

5 次の理由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1) 利用者が介護保険施設に入所した場合

(2) 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第9条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第10条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第12条 サービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第13条 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。

3 事業者は、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第8条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

(相談・苦情)

第 14 条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第 15 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第 16 条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意します。

【契約書別紙】

訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業（第一号訪問事業）

重要事項説明書

<令和7年4月1日現在>

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人ひろの会
事業者の所在地	〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割81番地6
代表者（職名・氏名）	理事長 信 田 沙 織
電話番号	0 1 9 4 - 6 5 - 5 6 7 1

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ひろの会指定訪問介護事業所	
サービスの種類	訪問介護・第一号訪問事業	
事業所の所在地	〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市第23地割81番地6	
電話番号	0 1 9 4 - 6 9 - 2 1 2 2	
指定年月日・事業所番号	令和4年4月1日指定	0373100726
管理者の氏名	信 田 沙 織	
通常の実業の実施地域	洋野町（旧種市町）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護（又は介護予防訪問介護）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助（自立生活支援、重度化防止のための見守りの援助）を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、見守りの援助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時15分から午後5時15分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管 理 者	常勤 1名（兼務）
サービス提供責任者	常勤 1名以上
訪 問 介 護 員	常勤換算方式にて2.5名以上
事 務 職 員	常勤 1名以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	林崎 智代
--------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割若しくは2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料（要介護度1～5）

【基本部分】

下記の金額は1回あたりの概算であり、請求額は利用回数に乗じた総単位数での計算となります。

サービス内容		保険単位	金額	自己負担額			
				1割	2割	3割	
身体	身体01	(20分未満)	163 単位	1,630 円	163 円	326 円	489 円
	身体1	(20分以上30分未満)	244 単位	2,440 円	244 円	488 円	732 円
	身体2	(30分以上1時間未満)	387 単位	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
	身体3	(1時間以上1時間30分未満)	567 単位	5,670 円	567 円	1,134 円	1,701 円
	身体4以降	(1時間30分以上)	30分増す毎に567単位に82単位を加算				
生活	生活2	(20分以上45分未満)	179 単位	1,790 円	179 円	358 円	537 円
	生活3	(45分以上)	220 単位	2,200 円	220 円	440 円	660 円
身体・生活	身体1・生活1	身体20分以上30分未満＋生活20分以上45分未満	309 単位	3,090 円	309 円	618 円	927 円
	身体1・生活2	身体20分以上30分未満＋生活45分以上70分未満	374 単位	3,740 円	374 円	748 円	1,122 円
	身体1・生活3	身体20分以上30分未満＋生活70分以上	439 単位	4,390 円	439 円	878 円	1,317 円
	身体2・生活1	身体30分以上1時間未満＋生活20分以上45分未満	452 単位	4,520 円	452 円	904 円	1,356 円
	身体2・生活2	身体30分以上1時間未満＋生活45分以上70分未満	517 単位	5,170 円	517 円	1,034 円	1,551 円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、前記基本利用料の2倍の額となります。

前記基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 前記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 前記基本利用料に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増しとなります。

【加算】

以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単位数・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位 (初回利用月に1回)
認知症専門ケア加算(I)	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合	30単位 (1日につき)
特定事業所加算(II)	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場合	上記基本部分の10%
特定地域訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
介護職員等処遇改善加算(I)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の総利用単位数の24.5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型）の利用料

【基本部分】

サービス名称	サービスの内容	利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
訪問型独自サービス11 (1,176単位/1月)	週1回程度の訪問型サービスが必要とされた者	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自サービス12 (2,349単位/1月)	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自サービス13 (3,727単位/1月)	週3回程度以上の訪問型サービスが必要とされた者	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、前記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算単位数・加算率
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	200単位 (初回利用月に1回)
特定地域訪問介護加算※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%
介護職員等処遇改善加算(I)	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の総利用単位数の 24.5%

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) その他の費用

- ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費を徴収することができます。
- ② サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道に費用は、別途利用者の負担となります。

(4) 支払い方法

利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、指定された方法によりお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や虐待等に関する相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者	管理者 信 田 沙 織
	ご利用時間	月曜日から金曜日（ただし、年末年始を除く） 8時15分～17時15分
	電話番号	0194-69-2122

(2) サービス提供に関する苦情や虐待等に関する相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

【市町村の窓口】 洋野町役場種市庁舎福祉課	電場番号 0194-65-5915 FAX番号 0194-65-5925 受付時間 8時30分～17時30分(土日祝、年末年始除く)
【保険者の窓口】 久慈広域連合 介護保険課	電場番号 0194-61-3355 FAX番号 0194-61-3324 受付時間 8時30分～17時15分(土日祝、年末年始除く)
【公的団体の窓口】 岩手県国民健康保険団体連 合会介護保険課分室	電場番号 019-604-6700 FAX番号 019-604-6701 受付時間 9時00分～12時00分 13時00分～17時00分(土日祝、年末年始除く)

12. 第三者評価実施状況について

実施状況 無

13. サービスの利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供にあたって

- ① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ② 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画（個別援助計画書）」を作成します。なお、作成した計画書は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- ③ サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(2) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

① 医療行為及び医療補助行為

② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(3) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(4) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

- 個人情報保護に関すること

当法人は利用者様の個人情報保護に
全力で取り組んでいます

方針

当法人は、個人情報を下記の目的にのみ利用し、その取り扱いには細心の注意を払います。

当法人における個人情報の利用目的

- ◇ 各介護サービス事業所、医療機関、行政期間等との連携、情報共有、サービス担当者会議等
 - ◇ 介護サービス利用費請求のための事務手続き等
 - ◇ 事故・苦情等があった時に各機関へ報告
 - ◇ 介護サービス全般の業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◇ 当法人にて行われる介護実習への協力
 - ◇ 介護の質の向上を目的とした事例研究、事例検討
 - ◇ 外部監査機関への情報提供
1. 上記のうち介護サービス提供時や他の介護サービス提供事業所等のへ情報提供等について同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。
 2. お申し出のない場合には、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
 3. これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

※個人情報の取り扱いについてお気づきの点は担当までお気軽にお申し出ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、契約書並びに重要事項、個人情報保護に関する説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	岩手県九戸郡洋野町種市第 23 地割 81 番地 6		
	事業者名	社会福祉法人ひろの会		
		ひろの会指定訪問介護事業所		
	代表者職・氏名	理事長 信 田 沙 織	印	
	説明者職・氏名	サービス提供責任者		
		林 崎 智 代	印	

私は、事業者より契約書並びに重要事項、個人情報保護について説明を受け、同意しました。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1 通ずつ保有するものとします。

利用者	住所	岩手県九戸郡洋野町		
	氏名		印	
署名代行者（又は法定代理人）				
	住所	岩手県九戸郡洋野町		
	氏名		印	
	本人との続柄			